

千早赤阪村公告第 15 号

次のとおり千早赤阪村公用車購入事業事後審査型条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定により、公告する。

令和 8 年 9 月 2 日

千早赤阪村長 菊井 佳宏



1. 入札に付する事項等

- | | |
|---------------|--|
| (1) 入札件名 | 千早赤阪村公用車購入事業 |
| (2) 納入場所 | 千早赤阪村大字水分 180 番地 |
| (3) 納入期限 | 令和 9 年 2 月 28 日まで |
| (4) 業務概要 | 総務政策課所有の公用車 2 台の買い替えを実施するもの。詳細については、添付している仕様書のとおり。 |
| (5) 入札方法 | 郵送入札 |
| (6) 予定価格 | 金 3,960,420 円（税抜） |
| (7) 最低制限価格 | 設定なし |
| (8) 入札保証金 | 免除 |
| (9) 契約保証金 | 契約金額の 100 分の 10 以上（但し、村財務規則により免除する者を除く。） |
| (10) 前払金 | なし |
| (11) 部分払 | なし |
| (12) 契約書の作成 | 必要（契約書は村が指定する様式とする。） |
| (13) 契約書の提出期限 | 落札者決定の日から 5 日以内（休日・祝日を除く。） |

2. 入札参加資格の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、事後審査型条件付一般競争入札の参加資格を有しないものとする。

- (1) 令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 村の入札参加資格者名簿（物品・役務提供）に登録されていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。ただし同法の規定による更生計画が認可されている

者を除く。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし同法の規定による再生計画が認可されている者を除く。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員

(6) 公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれかに該当する者
ア 千早赤阪村建設工事等指名停止要綱（昭和 56 年千早赤阪村要綱第 3 号。以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

イ 本村との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

3. 契約条項を示す場所

7585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

千早赤阪村総務部総務政策課

電話 0721-72-0081 (代表)

4. 本契約に関する事務を担当する部署

千早赤阪村総務部総務政策課

5. 関係書類などの入手方法

(1) 関係書類などの配付

千早赤阪村ホームページの「事後審査型条件付一般競争入札」からダウンロードによる。

(2) 配付期間

令和8年9月2日(水)から9月24日(木)まで

6. 質問書に関する事項について

仕様書の内容についての質疑の方法、期間及び場所並びに当該質疑に対する回答の方法及び日時は、次の期間で実施する。

(1) 質疑方法

添付している質問書を千早赤阪村総務部総務政策課宛に電子メールで提出すること。

総務政策課メールアドレス

soumu@vill.chihayaakasaka.lg.jp

- (2) 質疑受付期間 令和 8 年 9 月 9 日 (水) 午後 5 時まで
- (3) 質疑回答方法 質疑回答は千早赤阪村のホームページ内において、令和 8 年 9 月 14 日 (月) に掲載する。

7. 同等品承諾願に関する事項について

同等品承諾願についての提出の方法、期間及び場所並びに当該同等品承諾願に対する承諾の方法及び日時は、次の期間で実施する。

- (1) 提出方法 添付している同等品承諾願(書)にメーカー名、型式、規格及び定価等を明記し、カタログ等を添付の上、千早赤阪村総務部総務政策課宛に持参又は郵送(普通郵便)で提出すること。
- 持参又は郵送先：
- 〒585-8501
- 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地
- 千早赤阪村総務部総務政策課
- (2) 申請受付期間 令和 8 年 9 月 9 日 (水) 午後 5 時まで(郵送の場合は、必着)
- (3) 承諾方法 申請に対する承諾の可否は、個別に電子メール又は F A X にて送付する。

8. 入札書の郵送方法等

入札に参加しようとする者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 入札書 千早赤阪村ホームページに掲載している入札書を使用すること。
- (2) くじ用数字の記入 落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が 2 者以上の場合、くじ用数字を使って抽選を行うので、入札額以外に任意の 3 桁の数字を入札書の所定の欄に記入すること。
- (3) 入札参加必要書類
- ① 入札書

②内訳書

③事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

(4)入札参加者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税相当額を減じた金額）を千円止めで入札書に記載すること。

(5)郵送方法 (3)の入札参加必要書類を千早赤阪村指定封筒により、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法で千早赤阪村総務部総務政策課へ郵送すること。特定記録郵便や普通郵便で郵送された入札は無効とする。入札書等を郵送するための封筒については、千早赤阪村ホームページに掲載している様式例のとおり記載すること。

(6)入札書類等到着期限日 令和8年9月25日（金）正午まで

(7)入札書送付の確認

入札書の送付を確認するため、入札書送付日に「郵便入札送付連絡票」をFAXで千早赤阪村総務部総務政策課宛てに送信すること。

(8)入札書類等郵送場所

郵送場所：千早赤阪村総務部総務政策課

郵送住所：〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

9. 開札日時、場所、傍聴方法等

(1)開札日時 令和8年9月28日（月）午後1時30分

(2)開札場所 千早赤阪村役場庁舎2階会議室A

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

(3)開札の傍聴方法

教育課1号車購入事業事後審査型条件付一般競争入札傍聴要領（令和8年千早赤阪村告示第47号）の規定に基づき、開札日の午後0時30分から午後1時00分までの間に千早赤阪村総務部総務政策課の窓口で申込みを行うこと。なお、傍聴は申込み先着順とし開札日につき定員（10名）になり次第締め切る。また、入札参加者（代表者に限る。）が傍聴の申込みをした場合、開札立会人を依頼することがある。

10. 落札候補者の決定、落札候補者に提出を求める書類及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定

開札の結果、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。

※落札候補者となった者には電話で連絡するため、開札日には連絡を受けられる体制を整えておくこと。

(2) 落札候補者に提出を求める書類

落札候補者は、落札候補者決定日の翌日（休日の場合は翌開庁日）午後5時までに、次の書類を千早赤阪村総務部総務政策課に提出すること。

なお、期限までに提出がない場合は落札候補者の権利を放棄したものと見なす。

①事後審査型条件付一般競争入札関係書類提出書

11. 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

(1) 公告に示した入札参加資格のない者が行った入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 入札に関する条件に違反する者のした入札

(4) 8. 入札書の郵送方法等に規定する方法によらない入札

(5) 事後審査型条件付一般競争入札の心得に違反する者のした入札

(6) 代理人のした入札

(7) 指定封筒に記載された事項と同封された入札書等に記載された事項が異なる入札

12. 入札の中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

(1) 入札参加者に連合その他不穏な行動があり、公正な入札の執行に支障があると認められる場合

(2) 災害その他やむを得ない特別の事情がある場合

13. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に

限る。

14. 問い合わせ

千早赤阪村総務部総務政策課

住 所 〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

電 話 0721-72-0081

F A X 0721-72-1880

メールアドレス soumu@vill.chihayaakasaka.lg.jp